

令和5年第12回農業委員会議事録

令和5年12月25日

長瀬町農業委員会

令和5年第12回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和5年12月25日
開催年月日 令和5年12月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 14時19分 事務局長 相馬 孝好
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	10	松本 高正
2	林 春政	11	野原 重信
3	武井 哲夫	12	島田 暁
4	栃原 仁	13	宮澤 史明
5	野原 隆男		
6	鈴木 智子		農地利用最適化推進委員
7	井上ゆかり		第1区域 中井 孝志
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	齊藤喜久夫		第3区域 須賀 勤

○欠席委員

第4区域 野口 稔

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太
主任 野原 靖子

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請4件について
- (3) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。

今日出席予定の方全員おそろいですので、少し早いのですが、ただいまから令和5年第12回農業委員会総会を始めさせていただきます。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、宮澤会長よりご挨拶を申し上げます。

よろしく申し上げます。

○会長 皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。

今年最後の農業委員会となりました。7月の改選後は新体制となりまして、新たな委員さんも加わりました。農地パトロール、また3条、4条、5条の現地確認等スムーズに業務をこなしていただきましてありがとうございます。お礼申し上げます。

今年も残りわずかでございます。体調に気をつけてよい新年をご家族で迎えていただきたいなというふうに思います。

それから、前回、新年会の話が出ましたけれども、こちらに一任していただきましたので事務局と相談しました結果、新年会については開催しないということで皆さんのご了解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で挨拶とさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございます。

早速、議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条によりまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は13名、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出は野口推進委員よりありましたので、報告させていただきます。

◎議事録署名人の指名

○議長 それでは、次に、議事録署名人の指名を行います。

11番、野原重信委員、12番、島田暁委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に11番、野原重信委員、12番、島田暁委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請5件について

○議長 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3件についてを議題といたします。

農地法第3条、番号1、中要氏所有の農地を須賀春夫氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第3条、番号1について説明いたします。

譲受人、住所・氏名、長瀬町大字矢那瀬897番地、須賀春夫さん。譲渡人、住所・氏名、川越市新宿6丁目31番地22-301号、中要さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字石原1242番2、地目は畑、面積は307平米の1筆です。権利の内容は売買による所有権移転となります。

下のページに案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、矢那瀬上郷区内、民宿かわづらから西に約200メートルの場所です。

次に、農家の状況ですが、現在、長瀬町で4,879平米の農地を所有しており、須賀さんは花卉組合の組合長であり、主に花や自家消費野菜を作っております。農業従事者は本人です。年間農業従事日数は300日ということです。

次に、資金計画ですが、土地購入費9万2,867円で、資金調達方法は自己資金となります。現在お返ししております申請書に埼玉りそな銀行皆野支店の口座残高の写しも添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積は307平米、利用状況は裏面にあるとおり、除草作業後に開始できる状態となっております。

次に、作付計画ですが、作付品目は梅で、作付の時期は令和6年4月以降を予定しているそうです。

次に、農地の状況ですが、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域内にあり、町道矢那瀬41号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。11番、野原重信委員の説明をお願いします。

○11番野原重信委員 よろしくをお願いします。

12月19日に事務局の小川さんと推進委員の須賀さんと現地に行きました。

場所については事務局の説明にあったとおり、矢那瀬上郷区の民宿かわづらから西に200メートルにある場所です。現地を見ましたが、裏面の現況写真のとおり、畑の耕作はされておりませんが、これから整備していくということです。須賀さんは花卉組合の組合長をされ、ご自身も畑を4,879平米所有され、花や野菜をつくられていることで、問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 野原重信委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、須賀勤委員の説明をお願いします。

○須賀 勤委員 須賀でございます。

先ほど申し上げましたように、それでちょっと補足的につけ加えますと、今申請地になっている1242-4番地の北側に当たります1242-2、1242-3はもともと須賀春夫さんの所有の農地であります。それから、その北にあります1265-1なんですけれども、これは進入路になります。宅地となっておりますので、今回購入いただくことは、従来借用して、借りていた、入る部分の購入という、宅地を含めて買っています。

それで裏面の写真ですけれども、耕してあるところは現況、須賀春夫さんの持っています農地であります。それで地図とかがあるところが購入部分の宅地と農地になっています。

以上です。

○議長 須賀勤委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

次に、農地法第3条、番号2、引間容子氏所有の農地を熊坂省吾氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第3条、番号2について説明いたします。

譲受人、住所・氏名、長瀬町大字本野上980番地2、熊坂省吾さん。譲渡人、住所・氏名、秩父市吉田久長316-3、引間容子さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字丹生東980番1、地目は畑、面積は869平米の1筆です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、根岸区内、野上駅から西側約150メートルの場所です。

次に、農家の状況ですが、現在、熊坂さんは大字岩田字堯田で2,983平米の農地を農地中間管理機構を通し借用しており、オリーブをつくっております。農業従事者は、本人、妻の2人です。年間農業従事日数は、本人200日、妻100日ということです。

次に、資金計画は土地購入費5万円で、資金調達方法は自己資金となります。現在お返ししております申請書にみずほ銀行日本橋支店の口座残高の写しも添付されておりますので、確認をお願いします。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積869平米、利用状況は裏面のおりとなっております。耕うん等の作業をすれば開始ができる状態となっております。

次に、作付計画ですが、作付品目はオリーブ、柿、ピーマン、ナスなどの露地野菜で、作付の時期は令和6年3月以降を予定しているそうです。

次に、農地の状況ですが、300メートル以内に駅が存在する農地のため、第3種農地と判断されます。

そのほかは県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道本中9号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 山口です。

今月20日に事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと3人で現地を見に行きました。

現地は野上駅の北側に踏切がありますけれども、その通りを国道のほうへ来て、真っすぐ進んでくると50メートルくらいのところにこの土地がありまして、東京の人らしいのですが、現在もそこに家を借りまして、今、古民家でリフォームを少ししているということで、その自宅の前をみたいということで今回お願いしたいということなんですけれども、よろしくをお願いします。

何年か放っておくとすぐ草が生い茂って大変なことになってしまうので、ここに来てやってもらえれば大変ありがたいことなので、ぜひお願いします。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

12月20日、農業委員の山口さん、事務局の小川さん、それから、譲渡人の熊坂さん立会いの下、現地確認を行いました。熊坂さんはさっきお話があったとおり、移住者、空き家を購入されていて、その空き家の前庭ということになります。現在草地となっておりまして、オリーブをやっているということで、そのオリーブの苗等を庭にもう準備してありまして、オリーブをやったり、露地野菜を作っておりますということで、特に問題は見受けられませんでした。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

9番、齊藤委員。

○9番齊藤喜久夫委員 1点、2つあるんですけども、1つは5万円の土地購入費というの

はどういう算定か、分かったら教えていただきたいのと、2点目として、以前、たしか岩田でオリーブという話が出た人なのかどうか、その2つの点について。

○事務局 では、事務局のほうから説明させていただきます。

まず、土地購入費5万円、こちらにつきましては、空き家のほうをまず購入された。その後、今手続上農地の手続となっている、空き家等を含めての価格だったということで、空き家の購入金額、すみません、確認は取れてないのですけれども、土地購入費とすると大体5万円かなということで、農地はこれ、空き家はこれというふうに分けて購入したわけではないそうです。

2点目、岩田の齊藤委員がご認識の方でお間違えはないです。

○9番齊藤喜久夫委員 ありがとうございます。

○議長 ちなみに、今までやっているオリーブの状況を聞いていますか。

○事務局 結構育っています、オリーブは、寒い場所なんですけれども、結構大きいですよ。まあまあ育っていますよね。

○9番齊藤喜久夫委員 タジマさんの家の前のあの人とは違うの。

○事務局 その前の人のご友人で……

○9番齊藤喜久夫委員 絡みはあるの。

○事務局 一応絡みはあります。

○9番齊藤喜久夫委員 分かりました。

○議長 同じ仲間の人。

○事務局 同業なのか、そのついでこっちの土地を買ってという。

○議長 ありがたい話だけれども、こちらに入ってきていただいて、農地を使っていたかどうかでもありがたい。

ほかにご質問、質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

次に、農地法第3条、番号3、西田健二氏所有の農地を佐瀬加代子氏、佐瀬智子氏、佐瀬由美子氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 では、番号3について説明いたします。

譲受人、住所・氏名、長瀬町大字野上下郷2868番地、佐瀬加代子さん、佐瀬智子さん、佐瀬由美子さん、同居のご家族に当たります。譲渡人住所・氏名、長瀬町大字野上下郷3079番地、西田健二さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字天神2923番1、地目は畑、面積は694平米の1筆です。権利の内容は、売買により所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、辻区内、洞昌院から南に約100メートルの場所です。

次に、農家の状況ですが、佐瀬さんは、現在長瀬町での農地の所有はしていませんが、農地を借用し耕作していた経験があり、加代子さんが40年、智子さんが5年、由美子さんが15年の農作業歴があるということです。農業従事者は3名、ご本人ということです。農業従事日数は、加代子さんが150日、智子さん、30日、由美子さん、30日ということです。

次に、資金計画は、土地購入費420万円で、資金調達方法は自己資金となります。現在お返ししております申請書にゆうちょ銀行の残高証明書の写しも添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は地目は畑、面積は694平米、利用状況は裏面のとおり、耕作がすぐできる状態となっております。

次に、作付計画ですが、作付品目は自家消費野菜が主で、サツマイモ、ネギ、キウイ、ブルーベリーで、作付の時期は令和6年4月以降を予定しているそうです。

次に、農地の状況ですが、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道野上下郷46号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。2番、林春政委員の説明をお願いします。

○2番林 春政委員 16日に事務局の小川さんと推進委員の坂上さん、私、あと譲受人の方の立会いの下で調査を行いました。

場所は、今説明がありましたけれども、洞昌院の入り口の参道のすぐ脇なんですけど、ここも萩寺の門ですから、萩が何本か植わっていたんですけども、先月全部萩を撤去しまして、今すぐにでも耕作できるような状態にはなっております。特に問題ないと思うんですけども、審議をお願いいたします。

○議長 林春政委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 先日19日の日に事務局の小川さんと、また林推進委員さんと私3人でお邪魔しました。

林さんが申しあげましたように洞昌院の入り口ですか、駐車場は今ありますけれども、駐車場のすぐ脇でございます。畑地そのものは絵のとおり、上物は一切ございませんので、耕作にはちょうどいいところかなということでございます。

別に反対する理由もございませんけれども、ひとつご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

9番。

○9番齊藤喜久夫委員 細かいことですが、3人が受けているんですけども、これは持分というのは3分の1ずつということでしょうか。

○事務局 持分につきましては加代子さんが4分の2、智子さん、4分の1、由美子さん、4分の1ということで聞いております。

○議長 何か珍しいですね。

○9番齊藤喜久夫委員 これはお金の関係なのかね。

○事務局 こちらの件につきましては、事務局のほうからも代理に入っている司法書士の先生、また本人のほうにも聞きました。一応法律上、本来畑一つをお1人の方が譲り受けていただいて一緒に作業していただく……

○9番齊藤喜久夫委員 そうね、普通は、一般は。

○事務局 そうですね、一般的にはそのケースなんですけれども、今後の相続の手間等を考えてもそのほうが合理的といえますか、こちらのほうから提案というのもさせていただいたん

ですけれども、一度現地でご本人と話をしたところ、その話を聞いた上で取り下げるという話になったんですね。ですけれども、また家族と司法書士の先生で相談された結果、やはり3人共有で持ちたいという意向が強くて、法律上問題ないということで、今回3名で譲り受ける。

○9番齊藤喜久夫委員 あえてするのは だな。

○事務局 そうですね、私はそのあたりを説明したんですけれども、うまく司法書士の先生が話をされたのかと。

○9番齊藤喜久夫委員 分かりました。

○議長 ちょっとこちらの範疇ではないから、向こうの……

○9番齊藤喜久夫委員 そうそう、関係ない話なんだけれども、3条だから全然問題ないけれども、普通だったら、1人で受けて、耕すのは物理的に、しかも身内だからというからね、ちょっとおかしいなと思った。すみません。

○事務局 いえ、ありがとうございます。

○議長 後々大変だと思うけれども。

○坂上健司委員 それもしっかり事務局が説明したんです。

○議長 そう、言ったらしいね。

○坂上健司委員 したんだけれども、本人たちが駄目だと言うので、あまりそれ以上……

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請5件について

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請4件についてを議題といたします。

農地法第5条、番号1、荒井清香氏所有の農地を南勉氏が住宅敷地拡張へ転用するため許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号1について説明いたします。

譲受人、住所・氏名、長瀬町大字本野上211番地4、南勉さん。譲渡人、住所・氏名、児玉郡神川町大字八日市767番地、荒井清香さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字原211番9、地目は畑、面積は34平米の1筆です。転用の目的は住宅敷地の拡張となります。権利の内容は所有権移転となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、上袋区内、長瀬町商工会から北へ約200メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、現在駐車場及び物置として使用している土地が賃借されるため、駐車場、物置がなくなるため、土地を購入し、駐車場、物置として利用するためということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地購入費10万円、造成費10万円の計20万円で、自己資金となります。現在お返ししております申請書に、埼玉信用組合皆野支店の通帳の写しを添付しておりますので確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、役場から周辺300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

次に、そのほかは県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中106号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。5番、野原隆男委員の説明をお願いします。

○5番野原隆男委員 野原、説明させていただきます。

12月20日に、事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。

場所は、事務局の説明にあったとおり、上袋区内の長瀬町商工会から北側約200メートルにある田です。

現地については、現地を見ましたら、測量が新しくされていました。現在の駐車場スペースでは縦列駐車になっていることもあり、全体スペースも広くなく、車両1台ということで、最小限の転用としたため、転用するのはやむないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

12月20日、農業委員の野原さん、事務局の小川さんと現地確認を行いました。

場所は、先ほどお話があったとおりでございます。

裏の写真を見ていただければと思うんですけども、写真の中にブロック塀が、左上の写真にブロック塀がありまして、右側は野菜畑になっていますけれども、野菜畑のほうは西側です。今回申請に至ったところはこの西側の野菜畑を駐車場にするということです。特に問題は見当たりませんので、よろしいかと思えます。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

9番、齊藤委員。

○9番齊藤喜久夫委員 もう一度確認したいのですが、駐車場が現在216番の1ですよね。公図を見ていただくと分かるのですが、赤の下の216番の1、それと物置が211番の5ですよね。

○事務局 はい。

○9番齊藤喜久夫委員 それでこっちに、裏の……、これは地番が載ってないからこうなのか。単純にこの赤いところと言っているわけですよ、34平米は。

○事務局 そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 そうですよ。それで物置と駐車場を34平米のところをやりたいという文書ですか、これは。

○事務局 そうですね、はい。

○9番齊藤喜久夫委員 こんな広いところから、物置の大きさとか、あれは分からないんですけども、34平米で収まるんですか。

○事務局 そうですね、このビニールハウス、物置といいますか、ビニールハウスのところの

境界ぐいのほうが、今現状、このビニールハウスの半分くらいになっています。

○9番齊藤喜久夫委員 この地図だとすごい大きいではないですか。公図というか、216-1と211-5というのが、34平米の赤のかかったやつと比べると二、三十倍の広さになっている。

○堀口栄一委員 これ、211-6というのを全部買うわけではない、分筆して211-9番という赤い部分を買うということなので……

○9番齊藤喜久夫委員 そういう意味ですか。

○事務局 そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 単純に、この文書だと……

○堀口栄一委員 単純に今車が止まっているところ……、その部分を分筆して買うという。

○9番齊藤喜久夫委員 いや、ここのやつを賃貸になっちゃうので、なくなっちゃうから買いたいんだよというふうに、この文書だけ見ると。

○事務局 では、ちょっと補足なんですけれども、この216-1、こちらにつきましては、現在、211-5の畑の所有者と同じ荒井清香さん、216-1につきましては現在空き家になっておりまして、それを賃貸で貸す予定になっているということで、そこの空き家部分に今近所同士の付き合いで止められていたみたいなんです。そちらのほうを貸しに出されるということで、そこは使えなくなって、216-1に止めていた車が使えなくなって、211-5、もともと1つの筆だったんですけれども、測量し直して211-9、最小限の転用ということで、駐車場を、ちょっとややこしいんですけれども……

○9番齊藤喜久夫委員 この文書だけだと、この代わりにここを買うよと読めたので、こんなに広いところを買う、買えるのかなと単純に思っただけなので、申し訳ないです。分かりました。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がありましたので、ご異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

次に、農地法第5条、番号2、高田治氏所有の農地を水口恭子氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号2、譲受人、住所・氏名、東京都板橋区小茂根1丁目19番3号、水口恭子さん。
譲渡人、住所・氏名、長瀬町大字中野上105番地、高田治さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字鯉久保328番12、地目は田、面積は500平米の1筆です。転用の目的は自己用住宅となります。権利の内容は所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、上袋区内、ふれ愛ベース長瀬の南側約100メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、現在、私は東京都板橋区の自宅にて家族とともに生活しておりますが、かねてより申請地近辺に居住したく土地を探していたところ、今回申請地をお譲りいただけることとなりましたので、この土地に住宅を建築し、居住したく今回の申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地購入費1,190万円、建築費4,583万8,372円の合計5,773万8,372円で融資資金となります。現在お返ししております申請書にアルヒ株式会社のローン審査結果の通知が添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅、役場から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

次に、そのほかは県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中52号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

- 議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。5番、野原隆男委員の説明をお願いします。

- 5番野原隆男委員 5番、野原です。

説明します。12月20日に、事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。

場所ですが、場所は事務局の説明にあったとおりです。上袋区内のふれ愛ベース長瀬の南側約100メートルにある場所です。

現地についてですが、現地を見ましたら、このあたりは新しい住宅がたくさん造られているエリアとなっています。排水も下水道に流すということで計画されており、近隣農地所有者の方から同意書も取得しているということで、転用するのはやむなしと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

同じく20日に農業委員の野原さん、事務局の小川さんと現地確認を行いました。

場所は、先ほどから言われたとおり、ふれ愛ベースから南へ100メートルくらいで、町道52号線に接しておりまして、周囲は新しい住宅街の中で、特に問題はないと思っております。以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

10番、松本委員。

○10番松本高正委員 土地の購入費として1,190万円ということなんですけれども、現状でこの価格になるんですか。ベースになるというか、標準というか。高くないですか。この値ではもう買えないよという話に。

○事務局 そうですね、あくまでも宅地として購入されるということで、こちらのほうから近隣、幾らが相場だとかという話は当然なくて、地主と、売主と買主、間に不動産屋が入っているということで、そちらと協議の上、近隣の、近くこのあたり、同じ地主の方で土地を切り売りしているようなところにはなっているんですけれども、そちらのほうで幾らか相場がその際に出ていて、今回転用する面積が広いので高額になっていることが予想されます。

○10番松本高正委員 分かりました。この高田治さんというのはあっちの高田さんとは違いますか、新しく家を造った高田さんもいらっしゃるではないですか、どこかから来て。

○事務局 とは異なる高田さんのようです。

○10番松本高正委員 はい。

○議長 ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

次に、農地法第5条、番号3、高田治氏所有の農地を小池卓也氏が進入路へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第5条、番号3について説明いたします。

番号3、譲受人、住所・氏名、長瀬町大字本野上328番10、小池卓也さん。譲渡人、住所・氏名、長瀬町大字中野上105番地、高田治さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字鯉久保328番9、328番14、地目はともに田、面積は46平米、14平米の計60平米の2筆です。

転用の目的は進入路となります。権利の内容は使用貸借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、上袋区内、ふれ愛ベース長瀬の南側約100メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、現在、私は申請地に隣接している土地328番7、328番10に居住するため、令和5年1月20日付で農地法の許可を得て住宅を建築し、居住しております。当初その建築地への進入路として328番8、328番11を利用する計画で同じく許可を得ましたが、実際に進入路として利用してみたところ、現状の道路幅員ですと車両の通行に不便を来たすことから、土地所有者様に相談したところ、この土地を住宅への進入路として自己所有地と一体利用したいため、今回申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、現況写真をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地造成費6万7,023円で自己資金となります。現在お返ししております申請書にちちぶ農協皆野支店の口座残高の写しが添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は駅、役場から周辺300メートル以内にある農地のため、第3種農地と

判断されます。

次に、そのほかは県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中53号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○事務局 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。5番、野原隆男委員の説明をお願いします。

○5番野原隆男委員 5番、野原です。説明させていただきます。

12月20日に事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。

場所についてですが、場所は事務局の説明にあったとおり、先ほどの案件と同じところで、上袋区内のふれ愛ベース長瀬の南側約100メートルにある場所です。

現地についてですが、現地を見ましたが、現在の幅員だと確かに進入路としては狭く、車両の進行に支障を来すということで、転用するのはやむなしと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

20日に農業委員の野原さん、それから、事務局の小川さんと現地確認を行いました。

先ほど審議していただいた事項の隣接地で、町道53号線に接しております。この高田治さん、この辺の一带の土地を切り売りした、その残りというような感じで受けております。細長いこういった場所ですので、ここだけ残っても、ちょっと畑としては利用価値はありませんので、有効利用していただくので、いいんじゃないか、そう考えております。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○ 委員 資料がありません。ついてない。

○事務局 失礼しました。

○議長 少し待って……

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

次に、農地法第5条、番号4、茂木裕治氏所有の農地を洞昌院代表役員、佐瀬和樹氏が駐車場に転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第5条、番号4について説明いたします。

番号4、譲受人、住所・氏名、長瀬町大字野上下郷2868番地、洞昌院代表役員、佐瀬和樹さん。譲渡人、住所・氏名、長瀬町大字野上下郷2216番地5、茂木裕治さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字天神2923番4、地目は畑、面積は294平米の1筆です。

転用の目的は駐車場となります。権利の内容は所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、辻区内、洞昌院の南側約100メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、寺院への来客の駐車場として昭和60年ごろから利用している、今までは賃貸していたが、このたび買い受けることになり、本申請に及んだということです。今回の案件は追認となりますので、現在お返ししております申請書に始末書が添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、現況写真をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地購入費270万円で、自己資金となります。現在お返ししております申請書に埼玉りそな銀行皆野支店の残高証明書が添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、そのほかは県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道野上下郷44号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。2番、林春政委員の説明をお願いします。

○2番林 春政委員 19日に事務局の小川さん、推進委員の坂上さん、私3人で現地調査を行いました。

ここしばらく何十年と言えるようになったのですが、畑だったのですが、歴代の農業委員さんは全然気がつきませんで今までに至ってしまったのですが、洞昌院の入口のすぐ脇の駐車場です。実際使われているので、特に問題はない場所でありますので、審議のほうお願いいたします。

○議長 林春政委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 今説明いただきましたように、事務局と林さんの説明どおりでございます。

私からは異論ございません。

以上です。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がございました。異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、1月の委員会日程でございます。1月の委員会は1月25日木曜日、午後1時30分からとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、1月25日木曜日、午後1時30分からといたします。

ほかに事務局からございますか。

○事務局 先月の農地転用の4条の1件の許可状況ですが、県の審査段階で保留となっておりますが、許可見込みとなっております。風布のキャンプ場ですね。

あと今回覧でお返ししておりましたけれども、長瀬幼稚園のサツマイモ掘りのお礼の手紙についてありましたとおりで、園児の方から年に一度こうやって、ありがとうございましたということで、かわいらしいものをいただけたりもしますので、先月説明させていただいたとおり、次はジャガイモの苗植え、そういった活動の際にはまたご案内させていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 今、小川さんの話があった園児向けの農業体験とございますか、収穫体験です。委員さんの皆さんに今度案内をしますので、都合のつく方は一緒にやりましょう。よろしくお願いいたします。

ほかにありますか。

○事務局 大丈夫です。

○議長 皆さんのほうからありますか。

(発言する者なし)

○議長 以上で本日予定した議題は全て終了いたしました。これで、議長の職を解かせていただきます。ご協力、ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 これをもちまして、令和5年第12回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。皆様、ご苦労さまでございました。

(午後2時19分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和5年12月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 野 原 重 信

署名委員 島 田 暁